

同和問題特集



区のお知らせ

足立区

編集／企画部広報課
足立区千住一丁目50
☎(882)1111
第二庁舎 ☎(889)6161

1 面
同和問題を考えよう
2 面
みんなできずこ
差別のない社会を

あなた自身の問題として

同和問題を考えよう

基本的人権は保障されているか



人権宣言と 同和問題

十二月十日は、人権デーです。この日を最終日とする一週間が「第三十一回人権週間」として全国的にくりひろげられます。憲法では国民のすべては法のもとに平等であり、差別されないと定められているにもかかわらず、いまだに基本的人権が保障されていない人々があります。

本年は、平和と基本的人権を保障する「世界人権宣言」が国際連合総会で採択されてから三十一年になります。この宣言は、すべての人々が基本的人権について、お互いに認め合い、尊重しなければならないことを明らかにしています。

しかも、人権宣言をより効果あるものにするため、六年前に国際連合で「国際人権規約」を採択し、我が国は本年五月に国会で、この規約を批准しました。このことにより、国際的な人権尊重国家のグループの一員として仲間入りをしました。

「国際人権規約」は、「内外人平等、無差別」の大原則に基づいて、基本的人権を国際的に保障しようというものです。

差別とは

私は差別をしません

私たちは、現在は民主主義の世の中だ、誰もが当然憲法によって基本的人権が保障され、職業選択の自由、結婚の自由、教育の機会均等などが十分守られ、平和で自由な生活を送っていると考えてはいけません。

ところが、今日でも実生活の中で、憲法に保障された基本的人権が、いまだに完全に保障されず、同じ日本人でありながら人間なら当然持っている権利をふみにじられている人々がたくさんいるのです。就学、就職、結婚などの問題で不当に差別を受けたり、居住の自由を制約されるなど、陰に陽に身分的差別を受けている人々がたくさんいます。

現在日本は、民主主義国家として力強い前進を続けています。自由であり平等であるという私たちの基本的人権は、誰も守られ生活していると考えています。しかし、実際にはまだ差別が残されているのです。

国では、同和行政の重要性から同和対策特別措置法を制定し、国や地方公共団体が、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等により対象地域の住民の社

今から三百年前、江戸（東京）に、徳川幕府がつけられた時、武士階級（全人口の七割）が、圧倒的多数である民衆の抵抗をおさえ、民衆の力を分断し、民衆を支配していくために、「士・農・工・商」という身分制度をつくりました。

同和地区は なぜできたのか

しかも、幕藩体制の維持強化をはかるため「農工商」の身分の下に、さらに「エタ・非人」という最も低い身分を設けたのです。これらの人びとの住むところを制限し、住居の移転を禁止したり、職業の制限、神社や寺院の行事から除外

差別をなくすために、あなたが何をしなければ、差別は続いていくのです。ただ差別をしないのではなく、なくなるようにする努力をお願いしたいのです。

差別を なくすために

全国で六千部落、三百万人といわれる同和地区の住民には、憲法が保障する基本的人権が差別によって完全に保障されていません。

また、東京都には同和地区出身者が約四十万人住んでいるともいわれています。

同和問題は、歴史的にみても、なんのいわれもなく、徳川幕府の政策によって作られた身分制が、現代ま

同和問題の 解決のために

同和問題は、歴史的にみても、なんのいわれもなく、徳川幕府の政策によって作られた身分制が、現代ま

を廃止し、身分・職業とも平民同様のべきこと」という「解放令」が出されました。制度上の身分差別と差別的な呼び方は解消しましたが、完全に部落差別をなくすことにはならなかったのです。それは「江戸時代の旧身分を書いた「じんしん戸籍」がつくれられ、長く差別に利用されてきました（現在の戸籍にはもろろんのこと、このような表示はありません）。しかも、国は差別をなくすための効果的な施策が行われなかったため、部落差別は長く続いていったのです。

このことから、昭和四十四年七月に、同和対策特別措置法が制定され、国や地方自治体の責務を明らかにし、計画的に差別をなくすための施策を推進することを義務づけました。けれども、同和問題は、単に行政的な施策を講ずるだけでは解決できるものではありません。私たち一人ひとりが、同和問題を自分のこととして受け止め、正しい認識をもって解決のために努力していくことが大切なことです。

とかく自分に関係のないことには、無関心になりがちです。しかし、現に差別されている多くの人たちがいます。他人ごととしてかたづけしてよいものなのでしょうか。だれでも、基本的人権が守られ、自由で平和を受ける権利があります。区では、区民の皆さんとともに、同和問題解決に力をつくしていきたいと考えています。

みんなできずこよう 差別のない社会を

「部落差別」は、もう無くなっている、と考えている人はたくさんいます。それは、現実今の社会から「部落差別」がなくなっているからではなく、いまだに生き続けている「部落差別」や「差別意識」に気付かないだけなのです。

今も残っている差別

明治の解放令以後百余年を経過し、戦後の社会の民主化が進んできた今も部落差別が現存しています。差別なんて昔のこと、いまは無いと考える人が多いかもしれませ

ん。しかし、部落差別は、就職、教育、居住などの生活実態にも、婚約や交際を拒むなど、私達の身近で、現実には差別はあるのです。



「同和問題」部落差別など区内にはない。「そんな話は聞いたことがないです」「そんなことは昔の話ではないですか」などといった考えの方がおられるかも知れません。しかし、現実には部落差別が発生しているのです。

就職・結婚の差別

部落差別の解消は、お互いの人権を認めあうことから始まります。部落出身者であることで破談になったという事件など、いろいろな形で差別事件が発生しています。



悪質な落書

昨年、区の施設の玄関のガラス戸に、被差別部落の人々に対する悪質な落書きがありました。今年になっても、区内で個人が所有する駐車禁止の立札に部落差別を助長する悪質な落書きがしてあります。

生活実態の差別

総理府統計から

総理府では、同和問題研究会に委託して、同和問題意識調査を行ないました。その結果がまとまりましたので、一部をお知らせします。

この調査は同和地区の存在する他府県の市町村を対象に行ないましたので、直接に都や区の実態にあてはまらないところもありますが、

日常生活の中の差別

近隣や友人との日常対話、交際のなかでも、同和地区に対する偏見がまだ根深く残っています。親しく付き合っている人同志でも、

相手と同和地区出身者とわかると、交際を拒んだりする例があります。また、差別意識は通常、人々の観念や意識の底に潜在していますが、時として言葉や文字によって顕在化します。たとえば言葉や文字で封建的身分の蔑称を比喩的に使い物事の説明をしたりする場合がそうです。

同和地区住民の意識

この地区に住んでいることで、外部から、これまでに何か差別を受けたことがあるか、についてみると、「とくに差別はなかった」とする人が四〇％程度の地区が二地区あるほかは、「差別を受けた」とする人が五四％(七)％で、比較的多く、その内容をみると、「近所付き合い」において四二・二％、「学校での生活」において五二・二％、「職場での生活」において四一・七％「結婚のこと」について二一・八％となっています。

「同和地区の人々に対する差別は、具体的にどのような面にあらわれていると思うか」をみると、「地区外の人々との結婚が難しい」「二一・六八％のほか、「進学率が低い」「二一・五八％、「安定した仕事についていない」「一五・一％「不良住宅が多い」「六・四三％などとなっています。

差別をなくすための今後の方向

同和問題とのかかわり
同和問題とのかかわりについて、地区内の人々は「基本的人権にかかわる問題だから、国民の一人として

解決に努力する」「現代日本の社会問題だから、同じく苦しんでいる者の一人として努力する」と積極的姿勢の人が多く、地区外の人々は、「よく考えていない」「回答なし」「なりゆきまかせ」「しかるべき人が解決してくれる」など、消極的態度が相当な部分を占めています。

このように、同和問題は、国民的課題といわれながら、まだ無関心層が多くあることに問題があるといえます。

同和問題とのかかわり
同和問題とのかかわりについて、地区内の人々は「基本的人権にかかわる問題だから、国民の一人として

同和問題とのかかわり
同和問題とのかかわりについて、地区内の人々は「基本的人権にかかわる問題だから、国民の一人として